

防府市景観賞選考委員会設置要綱

平成27年4月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市景観条例（平成24年条例第39号）（以下「条例」という。）第23条に規定する表彰を行うため、防府市景観賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長が提示したもののの中から表彰候補を選定するものとし、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 防府市景観賞の応募作品の審査
- (2) その他選考及び表彰に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、条例第21条で規定する防府市景観審議会の委員（以下「審議会委員」という。）をもって組織する。ただし、同条第2項第2号の審議会委員は除く。

2 選考委員の任期は、審議会委員の任期による。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学識経験を有する者から互選により任命する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する選考委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長の任期満了時における場合など、委員長が不在のときは、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会の議事は、委員会に出席した選考委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の目的を達成するため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月3日から施行する。